

研究事業に係る労働者派遣業務仕様書

1 派遣労働者の就業場所

公立大学法人富山県立大学（射水市黒河 5180 番地）

2 派遣契約期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの 3 年

3 派遣労働者の概要（現時点での見込み）

番号	配置先		派遣 人数	派遣先責任者 職・氏名	指揮命令者 職・氏名	業務内容・派遣 労働者の条件・ 予算額
	学部	学科又は講座				
(1)	工学部	医薬品工学科	1 名	医薬品工学科 准教授・古澤 之裕	医薬品工学科 准教授・古澤之 裕	別記 1 のとおり
(2)	情報工 学部	知能ロボット 工学科	1 名	知能ロボット 工 学 科 准 教 授・塚越拓哉	知能ロボット 工学科准教授・ 塚越拓哉	別記 2 のとおり
合 計			2 名			

※上記以外に派遣人数の追加がありうる。

4 派遣労働者が利用できる福利厚生施設等

駐車場、ロッカー、食堂

5 派遣労働者の安全及び衛生

労働安全衛生法及び労働基準法によるものとする。

6 業務の報告及び確認

- (1) 派遣労働者は、出勤簿に押印し、作業日報を作成のうえ指揮命令者へ提出し、確認を受けるものとする。
- (2) 派遣労働者は、この仕様書に定めのない事項については、指揮命令者の指示に従うものとする。

7 派遣先への通知

事前に通知すべき事項

- (1) 派遣労働者の氏名、年齢、性別、業務に必要な資格、経験、職歴等
- (2) 派遣労働者に係る社会保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無（「無」の場合はその理由）。
- (3) 仕様書別記に記載する勤務時間を短縮する場合、その勤務時間の内容とその理由。
- (4) その他、派遣先が必要と認めたもの

8 派遣料金の支払い

- (1) 契約金額は、派遣労働者1人1時間当たりの派遣料金の単価（以下「通常料金」という。）とする。
- (2) 派遣料金は、月額で支払うものとし、1時間当たりの単価に当該月の派遣労働者の就業時間を乗じて得た額とする。この場合において、実働時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは切り上げ、30分未満のときは切り捨てる。
- (3) 業務繁忙時において指揮命令者が時間外労働・休日労働を命じた場合、派遣労働者は、派遣元の三六協定の定めるところの範囲で対応するものとする。この場合、労働基準法の規定に基づき時間単価を割増すものとする。（例：1日の労働時間が8時間を超える場合、超えた時間については100分の125、また休日勤務の場合、100分の135とする。）
- (4) 派遣料金には、社会保険料及び労働保険料、諸経費を含むものとする。

9 適正な労務管理

派遣元事業者は、派遣労働者に対し、適正な労務管理を行うとともに、県立大学の指揮命令等に従って職場の秩序、規律を守り、適正に業務に従事するよう派遣労働者を定期的に教育、指導するものとする。

10 守秘義務の遵守

派遣元事業者及び派遣労働者は、業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を漏洩してはならない。派遣期間終了後も同様とする。

また、派遣元事業者は、派遣労働者（その職を退いた後も含む。）が、業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を漏洩しないよう、派遣労働者に対し周知及び遵守状況の監督その他必要な監督を行うこととする。

11 代替人員の確保

派遣労働者が、休暇や病気などの理由により業務に従事できない場合は、県立大学の求めに応じて、派遣元事業者が責任を持って代替人員を確保することとする。なお、指揮命令者が認めた場合はこの限りではない。

12 派遣労働者の交替

派遣労働者が就業に当たり、指揮命令者の指示に従わない場合又は業務処理の能率が著しく低く目的を達し得ない場合、県立大学は派遣元事業者にその理由を示し、派遣労働者の交替を要請することができる。

また、派遣元事業者は、派遣元事業者の都合により派遣労働者を交替する場合には、原則として交替する日の30日前までに県立大学に連絡するとともに、後任派遣労働者に十分な事務引継ぎを行い、以後の業務に支障がないよう必要な措置を講ずるものとする。

なお、事務引継ぎに要する経費は派遣元事業者が負担するものとする。

13 派遣の解除

派遣労働者に次の事項に該当する行為があったときは、県立大学は契約を解除できるものとする。なお、この場合、県立大学は損害賠償の責を負わないものとする。

- (1) 不正な行為があったとき
- (2) 正当な理由なく業務が著しく遅延し、又は業務に着手しないとき
- (3) 正当な理由なく指揮命令者の指示に従わないとき
- (4) 業務に対する状況が著しく誠意を欠くと認められるとき